

2ねにちは  
**アイドル登場**



仁生(まさき)ちゃん 平成22年1月生  
陽生(はるき)ちゃん 平成20年2月生

早乙女昇・綾さん(関川町)



かずま  
和雅ちゃん 平成19年12月生

高橋雅樹・順子さん(堀米町)



実沙姫(みさき)ちゃん 平成20年1月生  
蒼依(あおい)ちゃん 平成22年4月生

高橋直樹・典子さん(堀米町)



みゆか  
美優花ちゃん 平成18年12月生

茂木俊幸・純子さん(万町)

人口と世帯数 (3月1日現在)		人口の動き (2月分)	
●人口 124,536人(-60)	●世帯 48,466戸(-12)	●出生 69人	●死亡 119人
男 61,322人(-47)	( )は前月比	●婚姻 50組	●離婚 15組
女 63,214人(-13)		●転入 225人	●転出 235人

平成23年度はこのコーナーでは、唐沢山城関連各地の城館跡を紹介していきます。身近に残る貴重な文化遺産を改めて見直していただくと幸いです。

阿曾沼城跡(あそぬまじょうあと) 録にも阿曾沼城を唐沢山城の出張(でばり)と記しています。その後、佐野氏の改易とともに阿曾沼城も廃城となりましたが、唐沢山城と関係の深い城跡です。

市指定史跡である阿曾沼城は浅沼町に残る平城で、阿曾沼廣綱が12世紀末に築城したとされています。廣綱は佐野有綱の子とされています。阿曾沼氏は中世前半に目覚ましい活躍をし、所領を拡大しています。戦国時代末期から近世初頭の古記

城域の範囲は東西約180m、南北約230mと考えられます。現在周辺は宅地化していますが、城域の北東部に土塁と堀を今も残しています。また、この付近には、昔、城の南西にあったと伝えられる八幡宮があり、現在も地域の鎮守として大切にされています。

阿曾沼城跡(あそぬまじょうあと)

No. 25 国指定史跡を目指して!  
生涯学習課 ☎(86)3495 からさわやまじょうせき

**唐沢山城跡**



今も残る貴重な堀と土塁

ご入園・ご入学が待ち遠しい季節です!

**保障の準備はお済みですか?**



お子様のご入園・ご入学準備のなかで、忘れられがちなのが「保障」のことです。安心の備えにぜひ「こども型」をご検討ください。

**こども1型 月掛金1,000円**

お申し込みは 0歳~満17歳の健康なお子様  
保障期間は 0歳~18歳まで

●お問い合わせと資料のご請求は

**栃木県民共済へ**

☎028(627)2030(代) 【受付時間】 平日9:00~17:00

おかけ間違いのないよう、電話番号をもう一度お確かめください。

●ホームページでもご案内しています

栃木県民共済 検索

●携帯電話からはこちら

栃木県民共済 携帯サイト

共済取扱団体/栃木県認可 栃木県民共済生活協同組合 〒321-0974 宇都宮市竹林町488-2 ☎028(627)2116

共済元受団体/厚生労働省認可 全国生活協同組合連合会

入院(5日以上)	交通事故 1日から360日まで	5,000円
	不慮の事故 1日から360日まで (交通事故をのぞく)	5,000円
	病気 1日から360日まで	5,000円
手術	(当組合の基準による)	2万円・5万円・10万円・20万円
先進医療	(当組合の基準による)	1万円~50万円
通院	交通事故 1日から90日まで	実通院1日当たり 2,000円
	不慮の事故 1日から90日まで (交通事故をのぞく)	実通院1日当たり 2,000円
後遺障害	交通事故	軽度 500万円 <sup>1級</sup> 300万円 <sup>13級</sup> 12万円
	不慮の事故 (交通事故をのぞく)	軽度 400万円 <sup>1級</sup> 200万円 <sup>13級</sup> 8万円
病	気	重度障害のみ 200万円
	重度障害割増 (年金払い、最高で10割のお支払い)	1回につき 50万円
死亡	交通事故	500万円
	不慮の事故 (交通事故をのぞく)	400万円
	病気	200万円
被害事故死亡	(重度障害を含む)	200万円
	交通事故を含む不慮の事故 (重度障害を含む)	350万円
扶養の死亡	病気 (加入・変更後1年未満はのぞく)	50万円
	第三者への損害賠償 (1,000円は自己負担)	1事故につき支払限度 100万円

掛金と保障額が2倍の「こども型」もあります。  
すべての病気による入院・死亡・重度障害が保障の対象となります。  
※重度障害の範囲、先進医療および手術の支払基準は当組合の定めにより、一部お支払いの対象とならない手術があります。くわしくは県民共済までお問い合わせください。  
●18歳以降は同額掛金の総合保障型に自動継続します。  
●入院は1日目から保障の対象となります。なお、入院日と通院日が同日(日帰り入院の場合)は入院日数を1日とし、入院料の支払いの有無などにより判断します。

